

令和4年

第1回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和4年2月18日（金）

令和4年第1回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和4年2月18日（金） 開会 午前10時00分
閉会 午前10時59分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 浅尾もと子	2番 伊藤紋次
3番 伊藤真千子	4番 山本典式
5番 伊藤芳孝	6番 森田昭夫
7番 加藤彰男	8番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 浅尾もと子	2番 伊藤紋次
3番 伊藤真千子	4番 山本典式
5番 伊藤芳孝	6番 森田昭夫
7番 加藤彰男	8番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	竹内佑樹
--------	------	----	------

出席議員の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第12号）の専決処分
の承認を求めることについて

日程第4 議案第1号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第13号）について

日程第5 議案第2号 令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第6 議案第3号 令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算（第5号）
について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第1回東栄町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により1番浅尾もと子くん、2番伊藤紋次くんの2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日限りとしたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

----- 承認第1号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3承認第1号令和3年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは説明をさせていただきます。今回の専決処分につきましては、非課税世帯への臨時特別給付金の支給について早急に対処すべきものとして専決処分をさせていただいたものです。それでは議案のほうからお願いいたします。承認第1号令和3年度東栄町一般会計補正予算第12号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第12号令和3年度東栄町一般会計補正予算第12号について続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ6460万7千円を追加し予算総額を40億7297万7千円とするものです。それでは予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いいたします。6ページをお開き下さい。3款1項1目社会福祉総務費は、住民税の非課税世帯と家計の急変世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するものです。11節役務費及び委託料は給付金の給付にかかる必要な経費であります。19節扶助費は非課税世帯と家計急変世帯合わせまして600世帯を見込んでおります。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開き下さい。14款1項1目の社会福祉費負担金は、非課税世帯臨時特別給付金事業にかかるもので全額国費が充てられます。19款1項1目前年度繰越金は今回の補正による財源調整のために増額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

承認第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入、歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案は国の新型コロナ対策として非課税世帯等に対して10万円を給付するものということであります。扶助費6千万円等6460万6千円の補正予算であります。これは昨年12月議会の閉会後に専決処分されたものであります。この支払のですねこの10万円給付の概要をお尋ねしたいのですが、10万円が必要とされる方に届くまでのスケジュールとそれに関わる対象世帯と人数をお尋ねしたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、まずスケジュールですけれども対象者に対しては非課税世帯ですね2月14日から申請書のほうを3回に分けて送付しております。受け付けにつきましては、来年度の5月31日までということで予定をしております。既に11件今月の28日に振り込みをする予定であります。それとあとは対象世帯ですけど、予算上はですね非課税世帯550世帯と家計急変世帯50世帯で計600世帯で予算計上しております。実際に非課税世帯、申請書を送付した世帯につきましては504世帯で人数は700人となります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

非課税世帯の方が504世帯700人おられるということですが、10万円の給付策は新型コロナで家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯も対象になるということですので、そのような世帯つまり新型コロナで家計が急変し非課税世帯と同様の事情にあるという世帯を町はどのように今後把握していくのかということをお尋ねしたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、こちらにつきましては、家計急変世帯に関しましては、あくまで本人の申請が必要でありますので、今月の下旬あたりからとうえいチャンネル、ホームページ等で周知を徹底していきたいと思います。広報とうえいの2月号にもこの事に関しましては掲載をしております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

町からこの給付金の案内を受け取った方から案内を見させていただきますと町が急変世帯に当たる収入基準を示しております。例えば単身者では 93 万円というような収入基準があつてそれ以下だったら申請できる可能性があるというように見えるんですが、実際には年金の控除などでそれより多くても非課税と同等と認められる方がおられると思いますので、その表を見た限りでは町民は自分が対象になるのかならないのかっていうことを判断するのは難しいのではないかなというふうに思っております。私はですね確定申告など今役場で案内されて相談に乗っておられると思います。確定申告の相談会などで収入が前年度と比べて大きく落ち込んだ方への聞き取り、原因がコロナであるのかどうかということはお尋ねすれば単純に教えてもらえることだと思いますので、そうした中で個別に申請書を手渡すなど対応ができるのではないかと思います。そのようにしてより多くの方に給付金を適切に受け取っていただくという対応をお願いしたいと思いますが認識を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、年金受給者の方で家計が急変するということはあまり考えづらい事であると思うんですけどもなるべく多く対象者を広げれるような努力はしていきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

今質疑のほうありましたけども、いわゆる非課税世帯以外のところですね、それ以外対象世帯については、例えば周辺の自治体ですね東三河の自治体のところでどういうふうな周知の仕方をしているのか、またどういう基準でわかりやすく要綱等出してい

るかというその点のことも調べながら進めていくという点もあるかと思うんですけども、そういう点では認識はどうでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、今回のこの件につきましては、東三河の他市町村とも例を参考としながら進めさせて頂いております。またシステム改修につきましても豊川、蒲郡、田原、新城、設楽、東栄、この6市町で共同で調達しております。特に新城とか設楽とは足並みをそろえながら準備を進めています。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

そういう点ではですね、より周知を進めてくという点でまさに広域連合の8市町村の中で連携していきながら、当然ですねいろいろ生活圏の中で共通している分もあるわけですから、その周知の仕方についても他市町村の仕方と東栄町の仕方、基本的に同等であり基本的な部分としてはですね担保されることが必要だと思います。是非その取り組みを進めながらですね、この時期だというところの確定申告も含めてですけどもやはりいろんな形の部分の方法を研究していただきながら迅速にやっていただきたいというふうに思いますけど、その点でそういう理解でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、そのとおりで良いかと思います。

議長（原田安生君）

はい、ほかありますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより承認第1号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号の件は原案の通り承認されました。

----- 議案第1号・2号・3号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第4議案第1号令和3年度東栄町一般会計補正予算第13号について、日程第5議案第2号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、日程第6議案第3号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第5号についての3案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

はい1番。

1番（浅尾もと子君）

異議というわけではないんですが、本会議では3つしか質疑ができないというルールでやっておりますので、3つの議案をいっぺんにしてしまいますと質疑も3つに限られてしまうということになりますので9つ質問したいというわけではないんですが、もう少し余裕を持って質疑をお認めいただけるようお願い致します。

議長（原田安生君）

これはルールでありますので、ただ質疑、質疑は1案件ずつやりますので1案件で3回まではできますのでそういうことでよろしいでしょうか。はい。ということで一括で上程をさせていただきます。3案件、執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いします。議案第1号令和3年度東栄町一般会計補正予算第13号について。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は金額による追加はゼロ円とし予算総額は変更無しとするものであります。次に5ペ

ージをお願いします。議案第2号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について。続いて6ページをお願いします。今回の国民健康保険特別会計の補正は歳入歳出それぞれ1億7,707万1千円を追加し予算総額を5億6894万3千円とするものです。第2条の継続費につきましては、9ページの継続費において追加するものです。次に11ページをお願いします。議案第3号令和3年度東栄医療センター特別会計補正予算第5号について。続いて12ページをお願いします。今回の東栄医療センター特別会計の補正は歳入歳出それぞれ2億4,919万3千円を追加し予算総額を7億4,847万1千円とするものです。第2条の継続費の変更につきましては15ページの継続費において追加するものです。今回の補正予算につきましては、医療センター・保健福祉センター（仮称）建設工事にあたって国民健康保険特別調整交付金の事務的な協議を進める中で保険事業分と医療センター分の経理を明確にする必要があることから現在一般会計で措置している予算を保健福祉センターと医療センターそれぞれの面積によって按分し国保及び医療センター特別会計に計上するものです。従いまして全体の事業費と財源については変更ありません。継続費につきましても同様であります。以上で一般会計、国保特別会計及び東栄医療センター特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

各議案に対する説明が終わりました。これより議案の質疑に入ります。初めに議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案は、新たに建設されている東栄医療センター等整備事業の補正予算であります。今回の補正は、ただ今のご説明によりますと昨年の7月に厚労省から交付基準を満たさないということを連絡を受けて申請を断念した国民健康保険調整交付金を新年度に獲得するために継続費を含む予算の調整をしたものと理解しております。昨年の9月、私が厚生労働省の担当者にお話を伺った際、厚労省は東栄町が今建設している複合施設について、医療センター、保健福祉センター、子育て支援センターの3つのセンターに分けて考えていました。ただいまのご説明では医療センターと保健福祉センターの2施設という認識を示されたものですからその点に違いがあるなというふうに感じております。そして国民健康保険調整交付金の交付について、厚労省はそもそも子育て支援センターは対象にならないとの認識を示していました。そこで伺いたいと思います。今回の補正が国の国民健康保険調整交付金を受け取るための変更であるならば厚労省の指摘、判断に合わせて補正を行うのが良いのではないかと考え

ます。つまり令和２年度決算によりますと中設案にある子育て支援センターの維持管理にかかる、また物品の調達に係る費用は民生費、一般管理費の民生費から支出されておるわけでありますので、建設中の子育て支援センターについても本議案の国保特別会計で調整するのではなく民生費として支出するのが妥当ではないでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

冒頭、今説明、副町長が説明を聞いておられたと思いますが、今回の国民健康保険特別調整交付金の事務的な協議を進めている中で、我々は複合施設ということで一般会計で処理をさせていただいておりましたが今回明確にするために経理を分けさせていただいたということであります。何度も言いましたように前々から言っております断念という言葉を使っておられますが、我々はその調整交付金の現在何度も説明しておりますが、今年の８月頃の事前協議というルールがあります。従いまして事務の協議を進めているところでありますのでご理解を頂きたい。以上です。

（「議長、１番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、１番。

１番（浅尾もと子君）

国保事業を行わない子育て支援センターについて国民健康保険特別会計で支出するのは適切なのかというお尋ねでありました。その点いかがでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今説明をお聞きしていただいたと思いますが、建設事業費を今回明確に分けさせていただいたということです。よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、説明があったんですけども、この予算説明書ですね3ページ4ページのところの保健衛生総務費の所からそれぞれ繰り出すというふうなところが今回3つの議案のこのポイントだと思います。その際ですね保健衛生総務費については予算の組み立ての中で基本的に人件費それからその年度、単年度の経費を中心に構成するんだというふうになっているわけですね基本的には。その中で医療関係で病院事業と行うならばそこで繰り出し行うというのは基本的な枠組みだというのは共通しているんですね、ただ今回の事業が医療でもあるし保健でもあるという点のまさにある面では分野的にいくつも別れているという点でこの当初予算についてはこの保健衛生総務費のところへ入れる。しかし、これは明確に事業してくためにそれぞれの特別会計に資するのが年度内の処理対応としては適切であるという点でこのタイミング自身がいつだったのかどこなのかってことあると思いますが、そういう基本的な枠組みと現実で対応を整合させるという点で今回の補正という理解でよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

そういったことでよろしいかと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

副町長のほうから流れる様な説明でございましたので私もちょっとインプットできないところもありましたけども、これ建設関係、建設事業の関係を分けるんだということだと、仮に私、議運の時もちょっとお話ししたんですけど国の交付金がいただけるならそういうことも止むを得ないかなということだったんですけど。今ここまで進んできてこれ実務的に私考えるんですけど職員の皆さん。これ設計書でしょ、設計書も分けるわけでしょう。それでその後それに基づいて契約書今一本でやっていると

思うよね 10 億 4,000 万ぐらいのそれも。変更契約に、僕の今までの経験から言うと変更契約が必要じゃないんですか。変更契約それぞれ結ぶんでしょ。そうなってくると私はそう思っているんですよ。そうなってくると実務的にここまで進んでしまっているのを前に戻って整合性を持たせるとか、矛盾なく整理するとか、そういうことが果たしてできるかな。やってできないことはないと思うんですけどもそこら辺はどうかなと。例えば、本契約契約締結する前に入札を行って 10 億 4 千万ですか、それは入札を行ってなおかつそれによって単行議決で契約書の議案を出してやって可決されて本契約したわけでしょう 10 億余の。それを私が考えるには今度設計書を別々にするっていうことになれば変更契約かなんかせんとまずかないですか。その後またそれぞれの金額も大きいもんで変更契約書の議案を出すという事にもなりかねないんじゃないかなって私は思っているんですよ。そういうことを考えると、私はいずれにしてもそういう先ほど冒頭で言いましたけども、交付金をもらうということの前提の中でこういう作業が必要なんだと、明確にそれを言ってもらえればそれはそうやるしかないなと。やっぱし医療センターと国保の関係は全然別物だと思うんですよ。だけど国のそういう補助金なり交付金が入らなければ東栄町のスタイルでやっても構わないのかなと。今、はいここまで進んできているんですよ。まあ簡単かどうかは知りませんが。職員の皆さんがそういう実務的なものも理解した上でこういう議案を出してきたのかなと、そこら辺どうでしょうかね

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。契約に関することですけども、この事業は東栄町として発注して契約を行っておるものでありますので、今回のように会計を 2 つに分けたとしても原契約のまま問題ないと思います。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

担当者の方でそういうことでしたら間違いないと思うんですけど。例えばですよ支出金調書、これそのものは議会で議決しているんですよ元契約は。あと仮にその担当者の方が工事費を支払う場合に支出金調書科目が違って来とるもんですからそれ

ぞれの支出金調書を作って出納室持っていくわけですね、その時に裏付けとして本契約って一本の契約で内訳を書けばそれで済むかもしれませんが、本来ならそれぞれの設計書がそれぞれあるならそれに基づいた契約書もあってしかるべきだと私は思うんですよね。いやそういうことを思うんですよ。だからそういうことを考えると、契約だとかそういったものはそのままでもいいってということですかね。もう一回確認します。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

ちょっと整理してお話しさせていただきますと、今、設計書も変更するというようなお話を伺いましたが、建物そのものは複合施設として医療センター、保健福祉センターという建物を建てるということで今回契約をさせていただいておりますので、会計が変わるというのはこちらの会計処理上の問題でありますので、そちらについて契約を変更して分けるというような作業は必要ないと思っています。通常でも一つのものについて小さなものでもそうですが、いくつかのところで会計処理をさせて分割してそれぞれに払うということはあると思いますので、それで今回確かに建物ということで大きなものでありますが、同じような考えでよろしいかと思いますので払う時は当然今回も面積按分というさっきも話させていただきましたが、それらに基づきながら支払いの方もそれぞれで一つの請求書に対してそれぞれに分けて支払うというような形をとりたいと思っています。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

担当の課長だけでなく副町長から答えていただきましたので、私はそういう考えをちょっと持ったもんですから確認してそういったこともクリアできるんだということの中で私は差し出がましいんですけども確認を取っただけです。だけでも今副町長言われたように問題ないんだということですので、それで私は直接の作業するわけじゃないものですから、皆さんがそれで良いと法的にも問題ないんだということならそれでいいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今の質疑のどこ、大事な部分があるので確認としてあえて確認として、いわゆるその事業契約というのは、例えば課長名だとかセンター長名で行なうわけではなく町長名で契約している。支払いの払い出しのところについても町が出すという点で確認として答弁をお願いいたします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

通常どんな契約でもそうですが、課長で契約結ぶということはありません。ですから今回も東栄町と事業者において契約をしておりますので、会計の話は会計の話で、先程申しましたように内側の話ですけども全体事業としてはあくまでも東栄町と事業者で、東栄町長として契約しとるということで認識いただければと思います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

大事な点です。答弁として記録に残していただくことが一番良いかと思いますので確認の意味で質問いたしました。以上です。

議長（原田安生君）

はい、ほかありますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

今回の補正予算によって昨年 7 月厚労省が交付要件を満たしていないとした不備、つまり保健福祉センターに健診部門がないという点ではありますが、この点が健診部門を持たない上でもこの交付金の対象になるという可能性があるから今回の補正予算の手続きになったというふうに、ということであると思うんですけども、当初予定していた 1 億 4227 万円の内いくらが交付される見込みでこの補正予算を行っているのか伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

冒頭でもお話した通り事務的な協議を進めている中でありますのでよろしくお願いします。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

現時点では確約はないと認識してよろしいですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今お話しした通りでありますのでよろしくお願いします。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

反対ですか。まず原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は本議案に反対の立場で討論いたします。そもそも私は、入院なし、救急なし、透析なしの現在建設中の無床診療所への莫大な予算支出に反対の立場であります。町民の不安に応えるため、建設された後も小規模な入院、透析の施設を確保するために見直しを関係機関に訴えていきたいと考えております。そうした基本的な立場の違いはありますが、それをおいても私は以下2つの理由から本議案に反対いたします。1つ目は、町が提案した今回の補正予算は、今年度の医療センター等設計監理委託料、建設事業費の合計4億2626万4千円を国民健康保険特別会計に1億7707万1千円、医療センター特別会計に2億4919万3千円それぞれ振り替えるものであります。町の説明では、昨年7月国の厚労省から現在の建設計画では交付基準を満たさない旨の指摘を受けて申請断念に至った厚労省の国保調整交付金を新年度何とかして獲得するという目的で行われたものだとして理解しております。私は昨日、改めて愛知県の国保課にお話を伺いました。そうしますと愛知県が東栄町に対して行なった指示は、医療センター、保健福祉センター、子育て支援センターの3つの複合施設のうち国保調整交付金の補助対象となる面積と費用を明確にしてほしいというものであります。つまり町は今回の補正でそれぞれの費用の支払元を調整したというわけであります。情報公開で入手した膨大な実施設計のうち細かな平面図を見ますと、この一つの複合施設は子育て支援センターは子育て支援センターのフロアは左端から医療センターの画像診断棟、診療棟、そして中央棟、保健福祉棟、子育て支援棟の5つに分割された施設の中のその最後の一つに当たります。子育て支援棟は独立した施設であり保健福祉棟とは別のものであると理解されます。ところが今回の補正予算では健診などの国保事業を行わない子育て支援棟の整備費用を国民健康保険特別会計から支出するものになっております。これでは私は財政規律上不適切ではないかと考えるものです。令和2年度の決算を見ますと、子育て支援センターの設備投資、維持管理にかかる費用は、一般会計の民生費から支出されております。町は統一的な基準を用いるべきで、財政規律を失わせる補正であると考えますので反対いたします。もう一点は、今回の補正予算の根本に、昨年7月までに東栄町が厚労省が明らかにしていた交付基準を事前に確認せず保健福祉センターに健診設備がなく交付基準を満たさないというような設計をし着工を強行したということがあります。私が看過できないと思うのは、国から基準を満たさない事実を指摘されても設計を変更せず今回の補正が着工した後になって交付基準の変更を厚労省に求めるように見えるという点です。何より未だに厚労省の交付要領に定める事前協議を行っていないという点が問題です。全国の自治体の長や職員の皆さんは必死に難解なルールを学び要領、要綱に基づいて交付金を申請しております。今回の補正で交付の確約はないということだと理解されました。東栄町だけが事後的に特別にルールの変更を認められることがあるのでしょうか。2月10日の議会運営委員会の終了後、原田議長の発言によりますと、町長、議長らは2月1日東京の厚労省に要望に行っております。そこで

町は現状に合った制度を考えてもらいたいと要望したとのことであります。私はこの点を町の努力として評価したいと思います。しかし繰り返しになりますが、町は着工前の事前協議を行いませんでした。町長は先ほどの答弁でも８月に行うのが

（発言するものあり）

答弁の最中であります不規則発言はやめていただきたいと思います。

町長は今議会の答弁でも８月に行うのが事前協議のルールであるということをおっしゃられました。しかし、厚労省の職員に私が昨年お話を伺いますと、事前協議は最悪着工前にすべきという意味を、意見でありました。新たな診療所のオープン直前の８月に事前協議を行ったことで万が一その場で厚労省が許容するような交付基準の変更がなされたとしても施設の設置条例また国保事業を定める条例など必要書類の提出が直前になればまたしても別の基準を満たすことができず交付を受けられない恐れもあると考えます。私は、町が今回予算の振替えのみを急いで３月議会の開会直前に臨時議会を開くという緊急の対応を取りながら一方では事前協議という正攻法の努力を行っていることに不信を持ちます。私は町民の財産、税金を守るために今回のような重大な失敗を繰り返さないよう最大限の努力を尽くして欲しいと訴えまして反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、７番」の声あり）

はい、７番。

７番（加藤彰男君）

賛成の立場から発言いたします。２点ありますが、１点目は、全てのところで前提になっている現在のコロナ禍がまだ続く中において老朽化した施設の中で東栄町の医療を守られてきた。しかし現在の水準にふさわしい、また今後にふさわしい医療施設を作っていくという点で東栄医療センターの新しい新築はさらに現在の様々な状況の中において保健予防これはしっかりやってく、その点でも保健センター機能、保健福祉センターとして設置する。これは私たちにとって必要でなおかつ迅速に進めなくちゃいけない事業が今進もうとしているわけです。その点からもこの事業はやはりスムーズにやはり完成を目指して行なっていく。なおかつもう一点ありますのは、この施設をどう活用するか、今私たちに求められているのは、同時にこの新しい施設をどう活用しながら私たちの命、健康を作っていくのか。この論議こそ今私たちに求められていると思います。２点目としては、先程質問しましたが、この施設が医療と保健という複合施設であるという点で、当初予算については保健衛生費のところですね総務費で計上されましたが、これを事前協議等含めた実務上のプロセスの中でどう

いう形で予算としての繰り出しという形で処理をしてくのかこのタイミングがあったかと思います。ただこれについてもですね今後より一層行政実務をですね効率化させスピード感もって行っていくという点ですね、今回のこと生かしながらですねこの事業を進めて頂きたいというふうに思います。以上の点で私は賛成といたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で討論を終わります。これより議案第1号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願い致します。

＜賛成者5名＞

はい、ありがとうございます。挙手多数でございます。よって議案第1号の件は原案の通り可決されました。

議長（原田安生君）

次に議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この補正予算案について3月議会の直前の今、臨時議会を開かなければならないという理由についてお尋ねしたいと思います。3月議会の初日3月10日では間に合わないという緊急の議案だというふうに理解しますが、この議案の他には先ほどの専決処分の議案がありますが、専決処分既にされているものですので今すぐにという緊急性はないと考えます。今回の臨時議会が開かれる目的というのが本議案であるというふうに私は考えますが、3月10日の3月議会の初日を待たずに臨時議会にかけた、かけなければならなかった必要性を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

こちらにつきましては、先ほどの説明の中でありましたように事務的な協議を進めていく中で明確にするっていうことが出てきましたので、できるだけ早くそのことに

ついて処理をしたいということでありまして本日臨時議会でお願ひするというようなことになったという経緯でございます。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番

1 番（浅尾もと子君）

町長の説明では事前協議は 8 月に行うのがルールということでありました。それほどの緊急性があったのかということ疑問なんですけれども、この補正予算の締切日っていうのは一体どんなふうを考えておられたんでしょうか。1 日でも早くというほどの緊急性があったと理解してよいのか伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

事前協議はルールに定められたものがありますが、現在事務的ないろんな協議を進めているということでお話をさせていただきましたが、その中でできるだけ早くしたいということで今回さしていただいたものであります。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

最後、はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

もう一点、別の角度からお尋ねしたいと思います。今回の継続費で国民健康保険特別会計に 4 億 2,267 万 6 千円の継続費が示されております。この間、この継続費の扱いが議会の中で二転三転と言いますか変更が繰り返されておりますので、全容を正確に把握することが難しくなっております。また一方でこの継続費の総額というのが平成 30 年の基本構想に示された保健福祉センターの事業費を上回っているという点も気になりました。基本構想では 3 億 8,870 万 6 千円でありましたので税込 7 億 2,757 万 6 千円という総額でありました。面積が大幅に削減された後であってもこのように総額が増えているということ、私は疑問に思いました。改めて 3 つの設備又は 2 つの

センターでも構いません。それぞれの事業費の総額をお示しいただきたいと思いますが、認識を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の継続費の総額につきましては、9月の補正予算で年割額を変更した時に金額を出さして頂いておりますが、その額と何ら変更はございません。

議長（原田安生君）

その他ございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

直接的な質問じゃないんですけどね、副町長できるだけ早くできるだけ早くって言うんですけども、議会としては十分議論することが求められておると思うんですよ。執行部はできるだけ早く、議会は十分議論をするということが大前提じゃないですか。私はそれを思います。以上です。

議長（原田安生君）

そのほか、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

それでは以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

反対ですか。はい、まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。今回の国民健康保険特別会計補正予算2号について反対いたします。反対の理由は議案第1号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

先程の賛成討論と同様です。以上です。

議長（原田安生君）

その他、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより議案第2号の件を挙手により採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者5名>

挙手多数であります。よって議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今回の補正予算で一般会計から支出していた設計費や建設費を医療センターと国保会計に振り分けるという議案でありますけれども、令和元年と令和2年度についても医療センター等の建設にかかって予算がついております。整備にかかってですね令和元年度で言いますと設計者選定支援業務委託料273万円、土壤汚染調査委託料540万円、令和2年度では設計委託料の176万円などがあります。これらの点については2つの会計に分けなくてよかったのか、一般会計から支出していると思いますがその手続きは妥当なものだったのか認識を伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

最初の説明のところで申しましたが、現在事務を進めている中でこういったことを整理する必要が出てきましたので妥当であったと考えております。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

事務的な協議を進める中で分かったということなんですけれども、やはり通常は事前に確認しておくべきものだと思うんですけれどもその点いかがでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それは先程の答弁した通りでございます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

今本当にコロナ禍で大変な時です。幸い東栄町も愛知県で一番人数が少ないということで東栄町本当に頑張っておられるのは皆さんいろいろ注意されているなという時期です。この間、案内いただきました東三河広域連合議会の対応でも一般質問については時間を短くするとかあるいは議員もあらかじめ事業内容確認した上で極力質疑時間を短くすると、いうようなことが書かれています。また一般質問では、関連のない部長は途中の入退室を認めると、東栄町で言えば課長ですよ、関係のない一般質問には東栄町で言い換えれば課長は出なくてもいいというふうに読み取れる文書いただきました。こんな時期ですので、本日の財源更正、こんな程度の事はやっぱり町長の専決で十分じゃないかなと、わざわざやる必要ないんじゃないかなと思います。右のポケットから出すのか左のポケットからお金を出すのかその程度のことで、課長が契約書に質問が課長の名前がある契約書に名前が出てくるとか、あるいは契約書の変更が必要な、こんなことあり得ない話ですので、こんな程度の話は是非とも町長の専決あるいはわざわざ議会集めなくてもできる話だと思いますので、そう

いったことが自治法の中に認められておりますので是非とも検討いただきたいと思います
いますがいかがでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

我々としては、今回ですね大きな事業として進めておるものでございますので、
確かに今言われておる通りコロナ禍の中で中々人を集めて色々な事長時間やるとい
うことについては避けなければいけないという認識を持っておりますが、やはり重要
な件でありましたので我々としては議会を開かしていただいてそこでお諮りしたと
いう話でございます。よろしくお願いします。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

真面目にそうやって少しでも早く議会にお知らせしたいと思う気持ちはよくわか
りますが、この程度のことは別にコロナ禍でなくてもやっぱりいろんなことは時間を
短縮して短くするということは必要だと思います。議員の人達もそれぞれが、特にコ
ロナ禍の対応ですのでこれから一般質問の通告の時も入りますので、やっぱりこうい
ったことは議員自らが考えなきゃいけないことだと思いますので、回答は特に結構で
すので、議員各位それから執行部、十分認識すべきだというふうに思いますのでよろ
しくお願いします。

議長（原田安生君）

回答はよろしいですか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この議案についての要望なんですけれども、やはりですね森田議員が先ほどおっし
ゃったように議会の中での議論をコロナ禍の下、なるべく重要なものを最低限のもの
というように過不足なくするという事で何が求められるかと言いますと、事前の担

当課への直接のやり取りであるというふうに思います。前提がわからない中で議会に臨むということではやみくもに会議時間を長くしてしまいますので、極力早くですね予算書、議案を頂いて十分に議員が事前に調査ができるように要望したいというふうに思います。今回の議案書はおとといですね水曜日 16 日の午後に届きました。一日半という時間の中で十分な調査もなかなかできなかったという中で昨日ギリギリに担当課にお尋ねしてご対応いただくということにもなりました。ぜひ余裕を持って資料を出していただくということを要望いたします。

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。はい、反対ですか。原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。東栄医療センター特別会計補正予算第 5 号に反対いたします。反対の理由は議案第 1 号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

第 3 号だね。

議案第 3 号だね。今の反対討論は。

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

先程の賛成討論と同様です。以上です。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより議案第 3 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 5 名 >

はい、挙手多数です。よって議案第 3 号の件は原案のとおり可決されました。

----- 閉会 -----

議長（原田安生君）

以上で本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。これをもちまして令和4年第1回東栄町議会臨時会を閉会いたします。

<閉 会 10 : 59 >

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員